金融機関の取締役等の資質規定(Fit and Proper原則)について

銀行法第7条の2(取締役等の適格性)

銀行の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあっては、執行役) は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及 び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

保険業法第8条の2(取締役等の適格性)

保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあっては、執行役)は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

<着眼点>

銀行・保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等において、その 適格性について、以下の(A)及び(B)の要素が適切に(総合的に)勘案されているか。

着眼点(A): 知識及び経験

- ① 銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し実行するに足る知識・経験を有しているか
- ② コンプライアンスやリスク管理に関する十分な知識・経験を有しているか
- ③ その他金融機関の業務を適切に遂行しうる知識・経験を有しているか

着眼点(B): 十分な社会的信用

- ① 反社会的行為に関与したことがないか
- ② 過去・現在において暴力団員でないか、暴力団と密接な関係がないか
- ③ 証券取引法、銀行法等の違反により罰金刑に処せられたことがないか
- ④ 禁錮以上の刑に処せられたことがないか
- ⑤ 過去、所属する法人等が金融当局より行政処分を受けており、故意又は 重過失によりその原因となる事実を生ぜしめたことがないか
- ⑥ 過去、金融当局より解任命令を受けたことがないか
- (7) 金融機関の破綻時に、役員としてその原因となったことがないか

<監督手法>

特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。



※金融機関の自主的な判断が重要

(1)新規参入時等

○ 取締役等の適格性についての確認書を申請者等 (金融機関)が当局に提出(任意)

(2)問題発生時等

○ 取締役等の選任議案の決定プロセス等をチェック

深度ある ヒアリング

金融機関による・法令違反等

公益を害する行為 があった場合 (極端なケース)

報告徴求 業務改善命令等

解任命令を検討